第１号様式（第２条関係）

その１

選挙運動用自動車使用契約届出書

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行 選挙

候補者　 　　　　　　　㊞

さつま町選挙管理委員会委員長　 坂元　滿秋 　様

記

１ 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契 約 内 容 | | 備 考 |
| 運送契約期間 | 運送契約金額 |
| 令和　　年　　月　　日 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

２ 　１に掲げる場合以外の場合

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契約内容 | | 備　考 |
| 区　分 | 借入  期間等 | 契約金額 |
| 自動車の  借入れ | 令和　　年　　月　　日 |  | 借入れ期間 |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 運転手  の雇用 | 令和　　年　　月　　日 |  | 雇用期間 |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 燃料代 | 令和　　年　　月　　日 |  | 自動車登録番号等 |  | 単価契約 |
|  |  |  |  |  |

備　考

１ 　　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

２ 　　２の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。

３　　 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、２の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

第１号様式（第２条関係）

その２

選挙運動用ビラ作成契約届出書

下記のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行 選挙

候補者　 　　　　　　　㊞

さつま町選挙管理委員会委員長　 坂元　滿秋 　様

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契 約 内 容 | | 備　考 |
| 作成契約枚数 | 作成契約金額 |
| 令和　　 年　　月　　日 |  | 枚 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

備　考 　　契約書の写しを添付してください。

第１号様式（第２条関係）

その３

選挙運動用ポスター作成契約届出書

下記のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行 選挙

候補者　 　　　　　　　㊞

さつま町選挙管理委員会委員長　 坂元　滿秋 　様

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契 約 内 容 | | 備　考 |
| 作成契約枚数 | 作成契約金額 |
| 令和　　 年　　月　　日 |  | 枚 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

備　考 　　契約書の写しを添付してください。

第２号様式（第３条関係）

　その１

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

下記の選挙運動用自動車燃料代につき、さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第４条第２号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

さつま町選挙管理委員会委員長　 坂元　滿秋　　様

令和 年 月 日執行 選挙

候補者　 　　　　　　　㊞

記

１ 　契約年月日 　　令和　　 年　　月　　日

２ 　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあってはその代表者の氏名

３ 　燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

４ 　確認申請金額 　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 購入金額 | 左のうち確認済み  又は確認申請金額 |
| 前回までの累積金額（ａ） | 円 | 円 |
| 今回の購入金額（ｂ） | 円 | 円 |
| 燃料代計（ａ）＋（ｂ） | 円 | 円 |
| 備　　　　　考 |  |  |

備　考

１　 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に提出してください。

２ 　この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３　 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

４ 　「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

第２号様式（第３条関係）

　その２

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

下記の選挙運動用ビラ作成枚数につき、さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第８条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

さつま町選挙管理委員会委員長　 坂元　滿秋　　様

令和 年 月 日執行 選挙

候補者　 　　　　　　　㊞

記

１ 　契約年月日 　　　令和　　 年　　月　　日

２ 　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあってはその代表者の氏名

３ 　確認申請枚数 　　　　　　　　　枚

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 作成枚数 | 左のうち確認済み  又は確認申請枚数 |
| 前回までの累積枚数（ａ） | 枚 | 枚 |
| 今回の枚数（ｂ） | 枚 | 枚 |
| 枚数計（ａ）＋（ｂ） | 枚 | 枚 |
| 備　　　　　考 |  |  |

備考

１　この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に提出してください。

２　この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３　「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

第２号様式（第３条関係）

　その３

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

下記の選挙運動用ポスター作成枚数につき、さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

さつま町選挙管理委員会委員長　 坂元　滿秋　　様

令和 年 月 日執行 選挙

候補者　 　　　　　　　㊞

記

１ 　契約年月日 　　令和　　 年　　月　　日

２ 　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあってはその代表者の氏名

３ 　確認申請枚数 　　　　　　　　　　枚

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 作成枚数 | 左のうち確認済み  又は確認申請枚数 |
| 前回までの累積枚数（ａ） | 枚 | 枚 |
| 今回の枚数（ｂ） | 枚 | 枚 |
| 枚数計（ａ）＋（ｂ） | 枚 | 枚 |
| 備　　　　　考 |  |  |

備　考

１ 　この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に提出してください。

２ 　この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３　 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

第3号様式（第３条関係）

その1

確認番号　第　　 号

選挙運動用自動車燃料代確認書

さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第４条第２号イの規定に基づき、下記の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

　　令和 年 月 日

さつま町選挙管理委員会

委員長　　坂元　滿秋 　　　印

記

１　 選挙の名称　　令和 年 月 日執行 　　　 選挙

２　　候補者の氏名

３　　燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

４　　確認金額　　　　　　　　　　円

備　考

１ 　この確認書は、燃料供給業者に提出してください。

２ 　この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

３ 　この確認書に記載された候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物を没収された場合には、燃料供給業者は、さつま町に支払を請求することはできません。

第3号様式（第３条関係）

その２

確認番号　第　　 号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第８条の規定に基づき、下記の選挙運動用ビラ作成枚数は、公職選挙法第１４２条第１項第３号又は第４号に定める枚数の範囲内の者であることを確認する。

　　　令和 年 月 日

さつま町選挙管理委員会

委員長　　坂元　滿秋 　　　印

記

１ 　選挙の名称　　令和 年 月 日執行 　　　 選挙

２ 　候補者の氏名

３ 　確認枚数 　　　　　　　　　　　　　枚

備　考

１ 　この確認書は、ビラ作成業者に提出してください。

２ 　この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。

３ 　この確認書に記載された候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、さつま町に支払を請求することはできません。

第3号様式（第３条関係）

その３

確認番号　第　　 号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

さつま町選挙管理委員会

委員長　　坂元　滿秋 　　　印

記

１ 　選挙の名称　　令和 年 月 日執行 　　　 選挙

２ 　候補者の氏名

３　　確認枚数 　　　　　　　　　　枚

備　考

１ 　この確認書は、ポスター作成業者に提出してください。

２ 　この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。

３ 　この確認書に記載された候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、さつま町に支払を請求することはできません。

第４号様式（第５条関係）

　その１

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行 　　 選挙

候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約の区分  （該当する方の番号に○をしてください。） | １ | 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 | | | ２ | 左に掲げる場合以外の場合 |
| 運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | | |  | | | |
| 車種及び自動車登録番号又は  車両番号 | 運送等年月日 | | | 運送等金額 | | 備　　考 |
|  | 令和　　年　　月　　日 | | | 円 | |  |
|  | 令和　　年　　月　　日 | | | 円 | |
|  | 令和　　年　　月　　日 | | | 円 | |
|  | 令和　　年　　月　　日 | | | 円 | |
|  | 令和　　年　　月　　日 | | | 円 | |

備考

１ この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

２ 運送事業者等がさつま町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３ この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、運送事業者等は、さつま町に支払を請求することはできません。

４ 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

⑴ 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円

⑵　⑴以外の場合 16,100円

５ 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「契約の区分」欄の１）とそれ以外の契約（「契約の区分」欄の２）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

６ 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られていますので、その指定をした１台のみについて記載してください。

７ ５の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び６の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、さつま町に支払を請求することはできません。

第４号様式（第５条関係）

その２

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行 　　 選挙

候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 燃料供給業者の住所又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名） | |  | | |
| 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 | 燃料供給年月日 | 燃料供給量 | 燃料供給金額 | 備 考 |
|  | 令和　　年　　月　　日 | ℓ | 円 |  |
|  | 令和　　年　　月　　日 | ℓ | 円 |
|  | 令和　　年　　月　　日 | ℓ | 円 |
|  | 令和　　年　　月　　日 | ℓ | 円 |
|  | 令和　　年　　月　　日 | ℓ | 円 |

備　考

１ 　この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

２　 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

３　 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

４ 　燃料供給業者がさつま町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。

５ 　この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、さつま町に支払を請求することはできません。

６ 　公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

第４号様式（第５条関係）

その３

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行 　　 選挙

候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運転手の氏名及び住所 |  | |
| 雇 用 年 月 日 | 報 酬 の 額 | 備　　考 |
| 令和　　　年　　　月　　　日 | 円 |  |
| 令和　　　年　　　月　　　日 | 円 |
| 令和　　　年　　　月　　　日 | 円 |
| 令和　　　年　　　月　　　日 | 円 |
| 令和　　　年　　　月　　　日 | 円 |

備　考

１　この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。

２　「備考欄」には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。

３　運転手がさつま町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

４　この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、運転手は、さつま町に支払を請求することはできません。

５　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日を通じて12、500円までです。

６　同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１人に限られていますので、その指定をした１人のみについて記載してください。

６　６の場合には候補者の指定した運転手以外の運転手は、さつま町に支払を請求することはできません。

第５号様式（第５条関係）

　その１

選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行 　　 選挙

候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

記

|  |  |
| --- | --- |
| ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 作　成　枚　数 | 枚 |
| 作　成　金　額 | 円 |
| 備　　　　　　 考 |  |

備　考

１ 　この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

２ 　ビラ作成業者がさつま町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３ 　この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、さつま町に支払を請求することはできません。

４ 　一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。

⑴　町長選挙 枚数5,000枚、町議会議員選挙 枚数1,600枚

⑵　限度額 7円73銭（単価）×(1)の枚数＝限度額

第５号様式（第５条関係）

その２

選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行 　　 選挙

候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

記

|  |  |
| --- | --- |
| ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 作　成　枚　数 | 枚 |
| 作　成　金　額 | 円 |
| 備　　　　　　 考 |  |

備　　考

１ 　この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

２ 　ポスター作成業者がさつま町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３ 　この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、さつま町に支払を請求することはできません。

４　 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

⑴ 枚数 当該選挙のポスター掲示場の数

⑵ 限度額 1,000円（単価）×確認されたポスター作成枚数（確認枚数）

第６号様式（第６条関係）

　その1（選挙運動用自動車の使用）

請　 求　 書

さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第４条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和　　　年　　　月　　　日

さつま町長　上野　俊市　　　様

氏名又は名称及び住所並びに法人

にあってはその代表者の氏名（名称） 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

記

１ 請求金額　　　　　　　　　　　　　円

２ 内 　訳 　　別紙請求内訳書のとおり

３ 選挙名 　　令和 年 月 日執行 　　 選挙

４ 候補者の氏名

５ 金融機関名、口座名および口座番号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 本・支店名 |  |
| 金融機関コード |  | 支店コード |  |
| 預金種別 |  | 口座番号 |  |
| フリガナ |  | | |
| 口座名義 |  | | |

備　考

１ 　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２ 　候補者が公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物を没収された場合には、さつま町に支払を請求することはできません。

３ 　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

（別紙）その１

請　求　内　訳　書

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用年月日 | 運送金額（ア） | 基準限度額（イ） | 請求金額 | 備考 |
| 令和　　年　　月　　日 | 円×１台＝  　　　　　　　　　　　　　　　　円 | 64,500円×１台＝64,500円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円×１台＝  　　　　　　　　　　　　　　　　円 | 64,500円×１台＝64,500円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円×１台＝  　　　　　　　　　　　　　　　　円 | 64,500円×１台＝64,500円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円×１台＝  　　　　　　　　　　　　　　　　円 | 64,500円×１台＝64,500円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円×１台＝  　　　　　　　　　　　　　　　　円 | 64,500円×１台＝64,500円 | 円 |  |
| 計 |  |  | 円 |  |

備　考　　 「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

（別紙）その２（自動車の借入れ）

請　求　内　訳　書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

自動車の借入れ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用年月日 | 運送金額（ア） | 基準限度額（イ） | 請求金額 | 備考 |
| 令和　　年　　月　　日 | 円×１台＝  　　　　　　　　　　　　　　　　円 | 16,100円×１台＝16,100円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円×１台＝  　　　　　　　　　　　　　　　　円 | 16,100円×１台＝16,100円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円×１台＝  　　　　　　　　　　　　　　　　円 | 16,100円×１台＝16,100円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円×１台＝  　　　　　　　　　　　　　　　　円 | 16,100円×１台＝16,100円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円×１台＝  　　　　　　　　　　　　　　　　円 | 16,100円×１台＝16,100円 | 円 |  |
| 計 |  |  | 円 |  |

備　考

１ 　「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

（別紙）その２（燃料代）

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

燃料代

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 販売  年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 | 販売金額  （ア） | 基準限度額（イ） | 請求金額 | 備考 |
| 令和　　年　　月　　日 |  | 円×　　　　　ℓ＝　　　　　　　　円 |  |  |  |
| 令和　　年　　月　　日 |  | 円×　　　　　ℓ＝　　　　　　　　円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 |  | 円×　　　　　ℓ＝　　　　　　　　円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 |  | 円×　　　　　ℓ＝　　　　　　　　円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 |  | 円×　　　　　ℓ＝　　　　　　　　円 |  |
| 計 |  | 円 | 円 | 円 |  |

備　考

１　 （イ）の計欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。

２　 「請求金額」欄には、（ア）の計欄又は（イ）の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

３　 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

４　 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び（ア）欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

（別紙）その２（運転手）

請　求　内　訳　書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

運転手

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 雇用年月日 | 報　酬　（ア） | 基準限度額  （イ） | 請求金額 | 備考 |
| 令和　　年　　月　　日 | 円 | 12,500円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円 | 12,500円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円 | 12,500円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円 | 12,500円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円 | 12,500円 | 円 |  |
| 計 |  |  | 円 |  |

備　考　　 「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

第６号様式（第６条関係）

　その２（ビラの作成）

請 求 書

さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第８条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和　　　年　　　月　　　日

さつま町長　上野　俊市　　　様

氏名又は名称及び住所並びに法人

にあってはその代表者の氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

記

さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第８条の規定により、次の金額の支払を請求します。

１ 請求金額 　　　　　　　　円

２ 内 　　訳 別紙請求内訳書のとおり

３ 選挙名 令和　　　年　　　月　　　日執行　　　　　　　　　　選挙

４ 候補者の氏名

５ 金融機関名、口座名及び口座番号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 本・支店名 |  |
| 金融機関コード |  | 支店コード |  |
| 預金種別 |  | 口座番号 |  |
| フリガナ |  | | |
| 口座名義 |  | | |

備　考

１　 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２ 　候補者が公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物を没収された場合には、さつま町に支払を請求することはできません。

（別紙）

請 求 内 訳 書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 作成金額 | | | 基準限度額 | | | 請求金額 | | | 備　考 |
| 単価  （Ａ） | 枚数  （Ｂ） | 金額  (Ａ)×(Ｂ)＝(Ｃ) | 単価  （Ｄ） | 枚数  （Ｅ） | 金額  (D)×(E）=(F) | 単価  （G) | 枚数  （H) | 金額  (G)×(F)＝(I) |
| 円　銭 | 枚 | 円 | 7円７３銭 | 枚 | 円 | 円　銭 | 枚 | 円 |  |

備　考

１　（Ｄ）欄には、７円７３銭を記載してください。

２　（Ｅ）欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。

３　（Ｇ）欄には、（Ａ）欄と（Ｄ）欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

４　（Ｈ）欄には、（Ｂ）欄と（Ｅ）欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第６号様式（第６条関係）

　その３（ポスターの作成）

請 求 書

さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第第11条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和　　　年　　　月　　　日

さつま町長　上野　俊市　　　様

氏名又は名称及び住所並びに法人

にあってはその代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

記

１ 請求金額 　　　　　　　　　　　　円

２ 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

３ 選挙名令和　　　年　　　月　　　日執行　　　　　　　　　　選挙

４ 候補者の氏名

５ 振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 本・支店名 |  |
| 金融機関コード |  | 支店コード |  |
| 預金種別 |  | 口座番号 |  |
| フリガナ |  | | |
| 口座名義 |  | | |

備　考

１ 　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２ 　候補者が公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物を没収された場合には、さつま町に支払を請求することはできません。

（別紙）

請 求 内 訳 書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ポスター掲示場数 | 作成金額 | | | 基準限度額 | | | 請求金額 | | | 備　考 |
| 単価  （Ａ) | 枚数  （Ｂ） | 金額  (Ａ)×(Ｂ)＝(C) | 単価  （D） | 枚数  （E） | 金額  （D)×（E)＝（F) | 単価  （G) | 枚数  （H) | 金額  (G)×（H)＝（I) |
| 100箇所 | 円 | 枚 | 円 | 1,000円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 |  |

備　考

１　 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

２　 （Ｄ）欄には、1,000円を記載してください。

３　 （Ｅ）欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認されたポスター作成枚数を記載してください。

４　 （G）欄には、（A)欄と（D)欄とを比較して少ない方の単価を記載してください。

５　 （H）欄には、（B)欄と（E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。